

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月27日
【発行者の名称】	株式会社ライジングコーポレーション (Rising Corporation Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大都 英俊
【本店の所在の場所】	大阪府池田市神田二丁目 6 番25号
【電話番号】	06-4391-3908 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営管理部長 畑中 隆二
【担当J-Adviserの名称】	J トラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー 7 階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ライジングコーポレーション https://www.group-rising.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第28期 中間連結 会計期間	第29期 中間連結 会計期間	第27期	第28期
決算年月	2023年 9 月	2024年 9 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (千円)	1, 474, 575	1, 369, 733	3, 550, 860	3, 795, 140
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	36, 547	△28, 034	272, 083	409, 684
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) 又は親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	△696	△36, 564	173, 756	246, 984
中間包括利益又は包括利益 (千円)	402	△40, 307	176, 193	252, 052
純資産額 (千円)	1, 024, 216	1, 186, 158	1, 058, 563	1, 275, 866
総資産額 (千円)	3, 287, 517	3, 457, 971	3, 240, 525	3, 411, 301
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	34. 75 (—)	49. 39 (—)
1株当たり中間純損失 (△) 又は 1株当たり当期純利益 (円)	△0. 69	△36. 56	173. 75	246. 98
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31. 15	34. 30	32. 66	37. 40
自己資本利益率 (%)	△0. 06	△2. 97	17. 64	21. 16
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	20. 0	20. 0
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	152, 382	△161, 565	△167, 425	467, 505
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	△22, 853	△86, 469	△278, 760	△41, 962
財務活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	△48, 499	118, 581	382, 693	△156, 062
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	918, 324	977, 321	837, 295	1, 106, 776
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	47 〔98〕	49 〔92〕	37 〔97〕	48 (94)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第27期及び第28期において潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、第29期中間連結会計期間においては、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第27期及び第28期において当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第29期中間連結会計期間においては、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第29期中間連結会計期間の期首から適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社につきまして異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
サステナビリティソリューション事業	40 (95)
全社(共通)	9 (3)
合計	49 (98)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25 (72)	42.5	5.5	4,722

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善し、個人消費は物価上昇の影響などが見られるものの底堅く推移しております。また、企業の設備投資も緩やかな金融環境を背景に緩やかな増加傾向を続けております。一方で、世界的な資源価格の高騰による輸入物価の上昇や金利上昇等の影響には十分な注意が必要です。

このような状況の中、当社グループの事業活動の中核となる再生エネルギー、グリーントランスフォーメーション（GX）分野においては、日本政府は2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、今後10年間で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すことが基本方針とされており、2024年5月に成立したGX推進法や、グリーンイノベーション基金（GI基金）によるGX投資支援により、次世代太陽電池（ペロブスカイト）の開発等民間企業の研究開発や設備投資に対して強力な支援がなされております。

当社グループは、一般消費者の住宅及び産業用の工場や倉庫向けに太陽光発電システム・蓄電池の販売・施工・メンテナンスまでを行う「エコソリューション部門」、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）等の省エネ住宅の販売、省エネリフォーム及び不動産物件の仲介等を行う「ハウスソリューション部門」、及び自社所有太陽光発電施設での売電事業等を行う「その他部門」での事業活動を行い、受注を積み上げております。

この結果、当中間連結会計期間において連結売上高は1,369,733千円（前年同期比7.1%減）となりましたが、利益面では固定費回収を下期で予定しているため、営業損失11,086千円（前年同期は営業利益29,646千円）、経常損失28,034千円（前年同期は経常利益36,547千円）及び親会社株主に帰属する中間純損失36,564千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失696千円）となりました。

なお、当社グループの事業は、省エネ化を支援するサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであります。各サービス部門別の概況につきましては、次のとおりであります。

〔エコソリューション部門〕

エコソリューション部門につきましては、電力価格の高騰や自然災害による停電対策としての消費者の関心の高まりに加えて、環境負荷の少ないグリーン調達の要請が中小企業を含むサプライチェーン全体に及んできたことから、一般住宅に加えて工場や倉庫等の非住宅建築物の受注も好調に推移しております。

また、アライアンス提携企業に対して、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）仕様の新築住宅を建築する際に必要な契約、各種申請の代行から工事請負、施工管理までの一連の業務をパッケージとして行う「アライアンス営業」及び自治体共同購入事業の入札案件につきましても受注は好調に推移しております。その結果、売上高は1,186,359千円（前年同期比30.5%増）となりました。

なお、エコソリューション部門における太陽光発電システムの販売設置工事の売上が年度末に集中するため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

〔ハウスソリューション部門〕

ハウスソリューション部門につきましては、自社開発を進めた家事や子育てに対して多彩な視点とデザイン性の高い新築住宅プランであるグロースファミリーハウス（GFハウス）用土地販売が予定を下回ったことにより売上高は99,713千円（前年同期比79.6%減）となりました。

〔その他部門〕

その他部門につきましては、自社太陽光発電施設での売電事業、アパート賃貸事業及び飲食事業等を行っており、売上高は83,659千円（前年同期比8.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます）は、前連結会計年度末に比べて129,454千円減少し977,321千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況及びそれら

の要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の減少は161,565千円（前年同期は152,382千円の増加）となりました。これは主に、法人税等の支払額107,604千円、棚卸資産の増加99,391千円、その他の債務の減少67,464千円及び仕入債務の減少57,826千円等による資金の減少要因があった一方で、契約負債の増加151,015千円等による資金の増加要因が生じたことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は86,469千円（前年同期は22,853千円の減少）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出70,802千円等の減少要因が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の増加は118,581千円（前年同期は48,499千円の減少）となりました。これは主として、長期借入金の増加137,700千円等の資金の増加要因があった一方で、配当金の支払49,400千円等による資金の減少要因が生じたことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス部門別に記載しております。

サービス部門	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
エコソリューション	1,253,868	29.0	1,235,996	43.1
ハウスソリューション	159,860	△71.5	69,219	△73.4
その他	481,400	522.8	343,455	—
合計	1,895,129	17.6	1,648,671	46.6

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス部門別に記載しております。

サービス部門	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
エコソリューション (千円)	1,186,359	30.5
ハウスソリューション (千円)	99,713	△79.6
その他 (千円)	83,659	8.2
合計 (千円)	1,369,733	△7.1

- (注) 1. サービス部門間の内部取引については相殺消去しております。
2. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	569,748	38.6	717,852	52.4
アイチューザー株式会社	—	—	170,568	12.5

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき主な課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年6月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年5月1日に旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）との間で、J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、J トラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実

施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第5条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業

年度の末日における債務の総額の100分の10 に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合 (甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会 (普通投資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動し

た場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株

主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間の設備投資につきましては、太陽光発電設備1か所の取得に対して67,933千円を投資しました。所要資金は、主に金融機関からの借入によっております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
太陽光発電設備 (福岡県朝倉市等)	発電設備	0	227,521	51,165 (12,951)	—	278,687	—
賃貸物件 (大阪府池田市)	賃貸等不 動産	76,872	—	31,689 (242)	682	109,244	—

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無 記名・無 別・額 面・無 額の別 及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間連結 会計期間末 現在発行数 (株) (2024年9月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2024年12月27日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

	最近中間連結会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	50,000 (注) 1	50,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	50,000 (注) 1	50,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	827 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2032年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡 する場合には、当社取締役会 の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketを除く。以下同じ。）に上場されていること。
- (4) 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（a）記載の資本金等増加限度額から上記（a）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
(9) 新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	1,000,000	—	80,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有 株式数の割合（％）
株式会社ライジング プロパティマネジメント	大阪市福島区福島4-3-23-3505	999,900	99.99
株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	東京都墨田区錦糸1-2-4	100	0.01

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	1,400	—	—	—
最低（円）	—	—	1,400	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社株式は2024年6月24日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。なお、2024年7月から9月においては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2024年6月27日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、新月有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 106, 776	977, 321
売掛金	89, 732	36, 535
商品	30, 470	30, 470
仕掛品	57, 706	87, 596
原材料及び貯蔵品	34, 555	22, 924
販売用不動産	1, 105, 106	1, 184, 794
前払金	210, 502	249, 979
その他	43, 043	69, 333
流動資産合計	2, 677, 893	2, 658, 955
固定資産		
有形固定資産	357, 276	405, 816
無形固定資産	32, 593	28, 592
投資その他の資産		
その他	347, 955	369, 024
貸倒引当金	△4, 417	△4, 417
投資その他の資産合計	343, 538	364, 606
固定資産合計	733, 407	799, 014
資産合計	3, 411, 301	3, 457, 971

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	206, 445	149, 401
短期借入金	※ 153, 500	※ 227, 500
1 年内返済予定の長期借入金	※ 69, 862	※ 686, 468
未払法人税等	107, 345	722
契約負債	105, 578	256, 594
賞与引当金	7, 565	4, 947
工事補償損失引当金	5, 018	6, 814
損害補償損失引当金	—	25, 981
その他	182, 382	129, 311
流動負債合計	837, 697	1, 487, 741
固定負債		
社債	100, 000	100, 000
長期借入金	※ 972, 705	※ 454, 311
役員退職慰労引当金	193, 302	202, 261
資産除去債務	4, 056	4, 056
その他	27, 673	23, 442
固定負債合計	1, 297, 737	784, 071
負債合計	2, 135, 435	2, 271, 812
純資産の部		
株主資本		
資本金	80, 000	80, 000
利益剰余金	1, 188, 346	1, 102, 382
株主資本合計	1, 268, 346	1, 182, 382
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7, 519	3, 776
その他の包括利益累計額合計	7, 519	3, 776
純資産合計	1, 275, 866	1, 186, 158
負債純資産合計	3, 411, 301	3, 457, 971

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
売上高	1,474,575	1,369,733
売上原価	977,582	850,176
売上総利益	496,992	519,557
販売費及び一般管理費	※ 1 467,345	※ 1 530,643
営業利益又は営業損失 (△)	29,646	△11,086
営業外収益		
受取利息及び配当金	578	770
為替差益	11,388	—
その他	5,178	1,923
営業外収益合計	17,145	2,693
営業外費用		
支払利息	8,042	9,218
為替差損	—	7,687
その他	2,203	2,735
営業外費用合計	10,245	19,641
経常利益又は経常損失 (△)	36,547	△28,034
特別利益		
固定資産売却益	—	552
特別利益合計	—	552
特別損失		
損害補償損失引当金繰入額	—	※ 2 25,981
減損損失	37,852	—
その他	0	0
特別損失合計	37,852	25,981
税金等調整前中間純損失 (△)	△1,305	△53,464
法人税等	△608	△16,900
中間純損失 (△)	△696	△36,564
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△696	△36,564

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
中間純損失 (△)	△696	△36,564
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,099	△3,743
その他の包括利益合計	1,099	△3,743
中間包括利益	402	△40,307
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	402	△40,307

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△1,305	△53,464
減価償却費	27,017	26,854
減損損失	37,852	—
長期前払費用償却	1,289	1,078
為替差損益	△11,388	7,687
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,796	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4,163	△2,617
役員退職慰労引当金の増減(△は減少)	12,285	8,958
損害補償損失引当金の増減(△は減少)	—	25,981
受取利息及び配当金	△578	△770
支払利息	8,042	9,218
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	88,741	53,196
前払金の増減額(△は増加)	△223,233	△39,476
その他の債権の増減額(△は増加)	497	△8,634
棚卸資産の増減額(△は増加)	148,829	△99,391
仕入債務の増減額(△は減少)	△94,136	△57,826
契約負債の増減額(△は減少)	194,535	151,015
その他の債務の増減額(△は減少)	3,052	△67,464
その他	2,453	1,657
小計	187,993	△43,996
利息及び配当金の受取額	571	768
利息の支払額	△6,690	△10,732
法人税等の支払額	△29,492	△107,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	152,382	△161,565
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,265	△70,802
有形固定資産の売却による収入	—	400
投資有価証券の取得による支出	△9,999	△237
長期前払費用の取得による支出	△1,380	—
貸付金の回収による収入	993	639
敷金及び保証金の差入による支出	△1,868	△6,234
敷金及び保証金の回収による収入	25	124
その他	△9,358	△10,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,853	△86,469

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△44,300	74,000
長期借入れによる収入	67,000	137,700
長期借入金の返済による支出	△132,750	△39,488
リース債務の返済による支出	△1,740	△4,230
社債の発行による収入	98,040	—
配当金の支払額	△34,750	△49,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,499	118,581
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	81,029	△129,454
現金及び現金同等物の期首残高	837,295	1,106,776
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 918,324	※ 977,321

【注記事項】

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用は、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。なお、法人税等は法人税等調整額を含めた金額であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、販売用不動産の適時適切な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,143,000 千円	1,255,000 千円
貸出実行残高	646,826 〃	822,000 〃
差引額	496,174 千円	433,000 千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	43,392千円	57,102千円
給料手当	69,260 〃	78,087 〃
雑給	70,796 〃	71,771 〃
外交員報酬	35,901 〃	35,968 〃
賞与引当金繰入額	1,879 〃	2,235 〃
退職給付費用	1,474 〃	1,666 〃
役員退職慰労引当金繰入額	12,285 〃	8,958 〃
支払手数料	54,517 〃	78,502 〃

※ 2 損害補償損失引当金繰入額

当社子会社で請け負った新築物件1棟に関し、建築基準法上適法な確認済証がないまま工事が着工されていたことが判明し、その後の社内調査により、当社従業員が単独で確認済証の偽造行為を行ったことが発覚いたしました。

これを受けて顧客に対する補償費用等を見積り、損害補償損失引当金繰入額25,981千円を特別損失に計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
現金及び預金	918,324千円	977,321千円
預入期間が3か月を超える定期預金	－ 〃	－ 〃
現金及び現金同等物	918,324千円	977,321千円

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	34,750	34.75	2023年 3 月31日	2023年 6 月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	49,400	49.40	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

当社グループは、サステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

当社グループは、サステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、サステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス部門別に記載しております。

I 前中間連結会計期間(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)

(単位：千円)

	エコソリューション	ハウスソリューション	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	909,297	373,517	71,986	1,354,800
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	－	114,465	－	114,465

顧客との契約から生じる収益	909, 297	487, 982	71, 986	1, 469, 266
その他収益	—	—	5, 308	5, 308
外部顧客への売上高	909, 297	487, 982	77, 295	1, 474, 575

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	エコソリューション	ハウスソリューション	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	1, 186, 359	99, 713	78, 541	1, 364, 615
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1, 186, 359	99, 713	78, 541	1, 364, 615
その他収益	—	—	5, 118	5, 118
外部顧客への売上高	1, 186, 359	99, 713	83, 659	1, 369, 733

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失	0.69円	36.56円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	696	36,564
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	696	36,564
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2024年12月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び子会社の役職員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること並びに取締役及び監査役の金銭報酬の額とは別枠でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき原案通り承認されましたことを受けて、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、同月16日に割当を行っております。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲と士気を高めると共に、企業価値向上に向けた当事者意識と株主目

線を培うために当社グループの役員、従業員及び外部協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	9名	6,700個
子会社従業員	7名	4,400個
当社取締役	3名	5,200個
当社監査役	2名	700個
子会社取締役	2名	2,000個
外部協力者	1名	2,000個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 21,000株

新株予約権 1個当たりの目的となる株式数は1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

21,000個

④ 新株予約権の払込金額又は算定方法

金銭の払込を要しない。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,514円とする。

また、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

2026年12月17日から2036年12月13日まで

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する外部協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

iii) 新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketを除く。以下同じ。）に上場されていることを条件とする。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑩ 新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑪ 組織再行為時における新株予約権の取扱

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、②に準じて決定する。

iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記⑤で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑥に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い

日から、前記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi) 新株予約権の行使の条件

前記⑦に準じて決定する。

vii) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑧に準じて決定する。

viii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ix) 新株予約権の取得事由

前記⑨に準じて決定する。

x) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑫ 新株予約権の割当日

2024年12月16日

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月27日

株式会社ライジングコーポレーション

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐野 明彦

公認会計士

中西 宏二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライジングコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライジングコーポレーション及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上